

## 15 認可後の届出

承継の認可を受け、承継の事実が発生した後、建設業者の地位を承継した業者は以下の届出・書類の提出を行ってください。

期限内に書類の提出がない場合、許可を取り消すことがあります。

- (1) 事業譲渡の譲受人、合併存続法人、吸収分割に係る分割承継法人及び相続人（相続認可申請時に提出済みの場合を除く）

レ	書類	提出期限
	健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	承継の日から2週間以内
	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料	
	常勤役員等、専任技術者の常勤確認資料	
	承継の事実発生後速やかに提出するよう、申請時に指示された書類	指示された期間内

- (2) 合併により新設された法人及び新設分割に係る分割承継法人

レ	書類	提出期限
	健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	承継の日から2週間以内
	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入の確認資料	
	常勤役員等、専任技術者の常勤確認資料	
	履歴事項全部証明書（法務局で取得）	承継の日から30日以内
	営業の沿革（様式第20号）	
	所属建設業者団体（様式第20号の2）	
	承継の事実発生後速やかに提出するよう、申請時に指示された書類	指示された期間内

認可申請時に各法令に定める期間内に社会保険に係る届書を提出することを誓約していただきます。健康保険や厚生年金保険の届出は、事実発生後5日以内（健康保険法施行規則第19条第1項、厚生年金保険法施行規則第13条第1項等）に行うこととされており、特に期間が短いので御注意ください。